

介護保険料なども控除に

□介護保険料

介護保険料は、社会保険料控除の対象になります。65歳以上の方は領収書や年金の源泉徴収票などで確認しましょう。

●年金からの天引き(特別徴収)

年金の源泉徴収票に介護保険料額が記載されている場合は、その金額が社会保険料控除に。ただし、遺族年金・障害年金から特別徴収されている場合は、源泉徴収票が発行されないため「支払通知書」などで確認してください。

●納入通知書か口座振替で納付(普通徴収)

納入通知書の「領収証書」で確認を。なお、口座振替の人には「振替済通知書」を1月に送付したので確認してください。

●領収書などを紛失したら

源泉徴収票を紛失した人は年金支払者に連絡し、再発行の手続きを。支払通知書や領収証書などを紛失した人は市役所介護高齢福祉課か大胡・宮城・粕川の各支所へ。電話での問い合わせには回答できません。

○…問い合わせは介護高齢福祉課 ☎890-6159 へ。

□障害者控除

確定申告や市・県民税の申告で障害者控除を受けようとする人に、認定書を発行します。

対象 = 身体障害者手帳などの交付を受けていない65歳以上で昨年12月31日現在介護を要する状態にある人

申し込み = 市役所介護高齢福祉課 (☎890-6133)、大胡支所 (☎283-0116)、宮城支所 (☎283-2131)、粕川支所 (☎285-4116) へ直接

□医療費控除

●介護サービス利用料

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所時の利用料と居宅サービス利用料の一部も、一定の要件を満たせば、医療費控除の対象になります。なお、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の利用料は、これまでどおり医療費控除の対象です。

○…問い合わせは介護高齢福祉課 ☎890-6157 へ。

●おむつ代

おむつ代が医療費控除の対象と認められるには、医師が発行した証明書が必要です。ただし、控除を受けるのが2年目以降で要介護認定を受けている人は、医師の証明書に代えて、市が交付する確認書で控除を受けられる場合があります。

○…問い合わせは介護高齢福祉課 ☎890-6159 へ。

所得税確定申告

□確定申告が必要な人

昨年中に次のいずれかに該当する人です。

- ①事業所得がある。
- ②不動産所得がある。
- ③一時・雑所得がある。
- ④土地・建物・株式などを売却し、各種の所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える。
- ⑤年間の給与収入が2,000万円を超える。
- ⑥給与所得者で、給与所得以外の所得(退職所得を除く)が20万円を超える。
- ⑦給与などの支払いを2カ所以上から受けている。
- ⑧公的年金等受給者で所得税が源泉徴収されている。

□確定申告相談窓口

期間・会場など = 4 ページ表1 のとおり

□確定申告書の作成

「所得税の確定申告の手引き」に従って記入してください。また、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」でも確定申告書や収支内訳書などを作成できます。印刷した物を税務署に提出できるほか、事前手続きを済ませばe-Taxでの電子申告も。ぜひご利用ください。アドレスは <http://www.nta.go.jp> です。

○…問い合わせは前橋税務署 ☎224-4371 へ。

市・県民税申告

□市・県民税の申告が必要な人

1月1日現在、市内に住所があり、昨年中次のいずれかに該当する人です。

- ①営業、農業、不動産、配当(上場株を除く)などの所得がある。
- ②給与所得者で、給与所得以外の所得(退職所得を除く)が20万円以下。
- ③年金・恩給のみを受け、各種控除がある。
- ④パートやアルバイトで収入がある。
- ⑤病気、失業、学生などで所得がなく、税金上誰の扶養にもなっていない。
- ⑥税金上の扶養者が前橋市以外で課税されている。
- ⑦遺族年金や障害年金などの非課税所得のみを受給。

□市・県民税の申告が不要の人

次に該当する人は市・県民税の申告は必要ありません。

- ①確定申告をした。
- ②1カ所からの給与所得のみで年末調整され、勤務先から「給与支払報告書」が提出されている。

□市・県民税申告相談窓口

期間・会場など = 4 ページ表2 のとおり

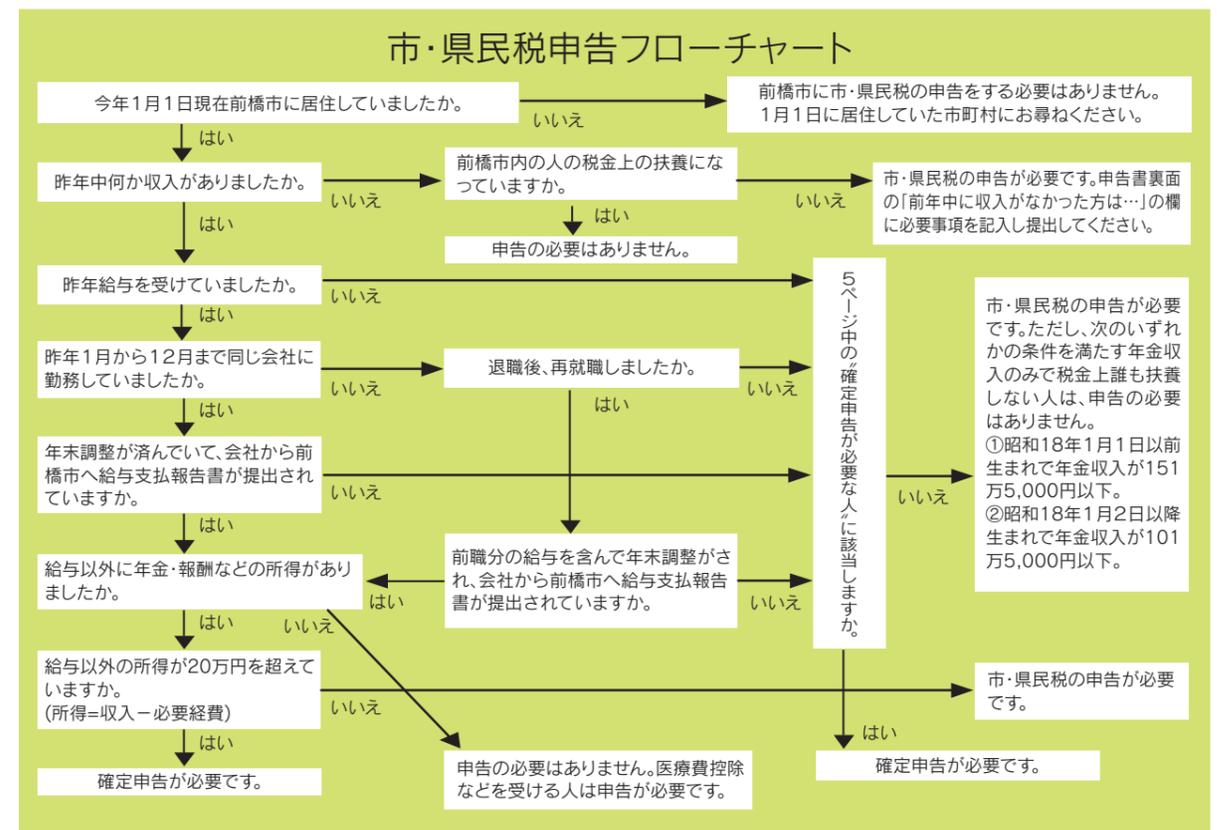
□申告用紙の送付

前年実績に基づき、該当と思われる人には市・県民税申告用紙を2月上旬に郵送します。用紙が届かなくても申告が必要な人は、市役所市民税課、各支所・出張所へ請求してください。

○…問い合わせは市民税課 ☎890-6203 へ。

税の申告お早めに 源泉徴収票など書類そろえて

税の申告時期になりました。所得税の確定申告と市・県民税の申告は2月18日(月)から3月17日(月)までです。所得や控除の書類をまとめ、「申告の手引き」を参考に記入し、早めに提出しましょう。なお、税制改正については、本市ホームページまたは本紙1月15日号5ページをご覧ください。



申告に必要な物

- 印鑑、筆記用具、電卓など
- 昨年中の収入が分かる物(源泉徴収票や支払調書など。事業・不動産所得者は収支に関する書類)
- 医療費・社会保険料・生命保険料控除などを受ける人はその証明書や領収書など
- 障害者控除を受ける人は障害者手帳など

表1 所得税申告

種類	期日	時間	会場
還付・贈与税申告	2月4日(月)～3月17日(月)		
確定申告	2月18日(月)～3月17日(月)	午前9時～午後4時	勢多会館(南町四丁目)
消費税申告	2月4日(月)～3月31日(月)		
※休日相談日	2月24日(日)・3月2日(日)		

表2 市・県民税申告

種類	期日	時間	会場
市・県民税申告	2月18日(月)～3月17日(月)	午前9時～午後5時	市役所市民税課、大胡・宮城・粕川支所
	2月22日(金)	午前9時30分～11時30分	第二コミュニティセンター(前橋保健センター内)
	2月27日(水)		第五コミュニティセンター(文京町三丁目)
	2月28日(木)		第三コミュニティセンター(総合教育プラザ内)
※休日相談日	3月2日(日)	午前9時～午後5時	市役所市民税課、大胡・宮城・粕川支所